

# つくばみらい市都市公園条例の一部改正（案）の概要

## 1. 趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）による都市公園法（昭和31年法律第79号）の一部が改正されたことに伴い、これまで国が一律に定めていた「都市公園の設置基準」及び「公園施設の設置基準」を都市公園法及び都市公園法施行令で定められている基準を参酌して、地方公共団体が条例で定めることとなりました。これを受けてつくばみらい市都市公園条例の一部を改正するものです。

## 2. 都市公園法の一部改正の概要

### ・都市公園の設置基準（都市公園法第3条第1項）

都市公園の配置及び規模に関する技術的基準について、政令で定める基準を参酌して条例で定めることとされた。

### ・公園施設の設置基準（都市公園法第4条第1項）

公園施設の建築面積に関する基準について、政令で定める基準を参酌して条例で定めることとされた。

## 3. つくばみらい市都市公園条例の改正内容（案）

### 【都市公園の設置基準】（都市公園法第3条第1項）

#### （1）住民1人当たりの都市公園面積の標準（都市公園法施行令第1条の2）

区分	住民1人当たりの都市公園面積の標準	
	現行基準	つくばみらい市基準
つくばみらい市区域内 （都市計画区域内）	10㎡以上	現行基準と同じ
市街地 （市街化区域内）	5㎡以上	現行基準と同じ

(2) 都市公園の配置及び規模の基準（都市公園法施行令第2条）

種別	配置	規模	
		現行基準	つくばみらい市基準
街区公園	街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置	0.25ha	現行基準と同じ
近隣公園	近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置	2ha	現行基準と同じ
地区公園	徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置	4ha	現行基準と同じ
総合公園	市の区域内に居住する者が容易に利用することができるように配置	設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができる面積	現行基準と同じ
運動公園			
広域公園			基準を定めない
緩衝緑地等	設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定める。		現行基準と同じ

【公園施設の設置基準】（都市公園法第4条第1項）

(3) 一の都市公園に公園施設として設けられる建築面積の基準及び特例が認められる公園施設の建築面積の基準（都市公園法施行令第6条）

種別	建築面積の割合		
	現行基準	つくばみらい市基準	
建築物	2%	現行基準と同じ	
特例	休養施設、運動施設、備蓄倉庫等		+10%
	国宝、重要文化財等		+20%
	屋根付き広場等		+10%
	仮設公園施設		+2%

4. 施行日

平成25年4月1日（予定）